

● 中核市への移譲事務

<移譲方針>

- ・市民サービスの向上を図るため、県から円滑に事務を移譲

民生行政に関する事務

- ・身体障害者手帳の交付
- ・認可外保育施設支援
- ・養護老人ホームの設置認可・監督 等

保健衛生行政に関する事務

- ・食品衛生監視指導
- ・健康保持、増進のための事業実施
- ・飲食店の営業許可 等

環境保全行政に関する事務

- ・産業廃棄物対策
- ・大気汚染防止対策
- ・水質汚染防止対策 等

都市計画に関する事務

- ・景観まちづくりの推進
- ・土地区画整理事業の許認可 等

文教行政に関する事務

- ・県費負担教職員の研修 等

県→市
(移譲)

効果・メリット

① 市民サービスがレベルアップします

- ◆ 保健、医療、環境衛生など市民に身近な事務



- ・ワンストップでサービスが受けられる
- ・専門的な相談など、きめ細かく、迅速なサービス提供が可能に
- ・直接市民の意見や要望を市政に反映できる

- ◆ 環境保全の指導権限強化など、市の実情に応じた総合的な環境政策が可能に

② 保健所の設置とあわせて、総合的で質の高い地域保健サービスが充実します

- ◆ 保健所業務と保健センターなどが連携し、総合的で質の高い地域保健サービスが充実
- ◆ 駅南庁舎に、保健所、保健センター、子育て支援機能を集めることで、周辺施設との「健康・子育て等の総合支援拠点」の整備ができる

③ 山陰東部圏域の発展に寄与します

- ◆ 「連携中枢都市」となることで、山陰東部圏域の一体的な発展に大きく寄与
- ◆ 中核市としてイメージアップ
⇒ 拠点施設の整備や産業集積に効果

健康・子育て等の総合支援拠点を整備します

平成27年3月

鳥取市保健所設置検討有識者委員会による提言

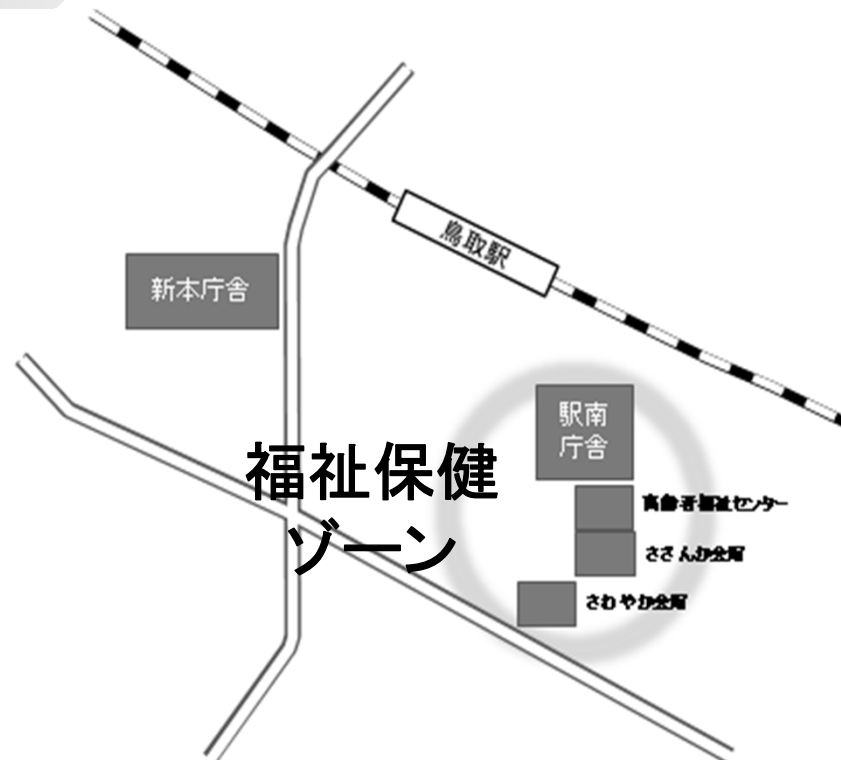


鳥取市保健所設置基本構想（案）

駅南庁舎を活用して整備

【駅南庁舎活用のメリット】

- ・ 東部圏域の中心、公共交通機関の利便性や駐車場を確保できる
- ・ さざんか会館、高齢者福祉センター、さわやか会館などとの「福祉保健ゾーン」としての相乗効果が見込める
- ・ 保健所のほか、保健センター、子育て支援機能等をあわせて配置できるスペースがある
- ・ 現在の施設を活用することで施設整備費を抑制できる



山陰東部圏域の発展に寄与します

連携中枢都市とは

新たな広域連携

○ 鳥取・因幡 定住自立圏

鳥取市 + 県東部4町・兵庫県新温泉町



◎ 連携中枢都市(連携中枢都市圏)

政令指定都市及び中核市が対象。

国は、連携中枢都市圏の取り組みを、財政措置等で支援。

連携中枢都市の役割

連携中枢都市の要件を満たす市と、近隣市町村が「連携協約」を締結

- ① 圏域全体の経済成長をけん引
 - ・ 圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、連携中枢都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して経済をけん引
- ② 高い次元の都市機能の集積
 - ・ 都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まる環境を構築
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
 - ・ 都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

役割に応じて、連携中枢都市となる市に地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)

連携中枢都市になれるのは……

● は、地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市^(注1・2)

○ は、三大都市圏

(注1)人口及び昼夜間人口比率は、原則として平成22年国勢調査による。
(注2)昼夜間人口比率については、平成11年4月1日以降に合併した市であって、合併前の直近の国勢調査において人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上の市を含む。

山陰地方では鳥取市と松江市が対象になります



中核市移行のための準備・手続きスケジュール(案)

項目	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
国 ほか 移行手続き等	国 提出資料 準備	国 提出資料 作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令指定 ◎ 県→国への申し出 ◎ 県議会へ同意議案提出 ◎ 県知事へ同意申し出 ○ 市議会へ申し出議案提出 	中核市移行
県・市 事務事業調整等	移譲事務の 協議・調整	事務マニュアル作成・引き継ぎ		
市 検討・準備等	組織・人員体制の検討 職員研修計画	組織改編準備 職員派遣研修 条例・規則等 整備準備		
保健所の設置	保健所設置 基本構想の 検討	駅南庁舎 整備計画 県施設移管準備 施設設計等業務	駅南庁舎 設計業務 県施設移管 必要施設整備	
広報	市報、市ホームページ、ケーブルテレビ、チラシ等による広報			

中核市への移行 Q & A

Q1 中核市へ移行したら、市民・事業者の税金が上がりますか？

A 中核市への移行により、税金が上がることはありません。

「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており(地方税法)、中核市への移行とは関係がありません。

Q2 中核市へ移行して、市の財政負担が増えますか？

A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。

これらの歳入により、中核市としての市民サービスの維持・向上を図ります。

Q3 移行時の引き継ぎや、専門的な職員の確保など、心配ないですか？

A 中核市移行までに、各分野でしっかりと引き継ぎを行うだけでなく、県・市の間で職員派遣研修を行うなどして、円滑に業務移行できるよう準備を進めます。

【問い合わせ先】

中核市移行に関すること	→	中核市推進監	TEL (0857) 20-3125
保健所の設置に関すること	→	保健所準備室	TEL (0857) 20-3914

前進！「中核市」へ

平成30年4月1日の中核市移行を目指します

- 鳥取市は、県都として、山陰東部圏域の政治・経済・文化の中心都市として発展してきました。
- 平成17年10月には、政令市、中核市に次ぐ「特例市」となってより多くの権限を受け、市民に身近なサービスの充実を図るとともに、自己決定権の拡大による自立的な都市経営の推進に努めてきました。
- しかし、平成27年4月に特例市制度は廃止されました。一方、中核市の要件は人口20万人以上に緩和され、鳥取市は中核市への移行が可能となりました。
- 全国では人口減少や地域の衰退が問題となり、持続的な行政サービスの提供が課題となる中、地方の都市では、その存在をかけた、地方創生の取り組みが始まっています。
- 国は中核市を中心とする地方圏域を「連携中枢都市」圏域として、地方が踏みとどまるための拠点と位置付け、支援を強化することにしていきます。



中核市への移行は、本市にとって、市民サービスの向上とともに、将来に向かって、本市と山陰東部圏域の発展の基礎となるものです。

中核市 とは

都市の人口規模によって定められた都市制度の1つ

- 政令指定都市に次ぐ権限
- 住民に身近なサービスは身近な市で
- 人口20万人未満の特例市は 平成32年3月末までであれば中核市へ移行できる

